横浜市住宅除却補助事業申請に伴う

倒壊等のおそれのある空家に関する

事前相談票

この相談票は横浜市住宅除却補助事業申請に伴う**耐震診断報告書の提出要否**を

事前に確認するためにご提出いただくものです。補助金交付を確定するものではありません。

補助申請窓口及び交付条件等のお問い合わせは建築局建築防災課（045-671-2943）になります。

|  |
| --- |
| 太枠内をご記入のうえ、添付資料を添えて、ご提出ください |
| 提出日 | 　　年　　月　　日　 |
| 除却予定空家の所有者 | フリガナ |  | （℡）※日中ご連絡のとれる番号をお書きください。 |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒　　　　　区 |
| 空家の所在地 | 横浜市　　　　区 |
| 空家の該否（☑チェックしてください） | □ 空家（概ね１年以上使用がされていない）※空家でない場合は「耐震診断が不要となる場合」に該当しないため、本相談票は提出不要です。補助申請時に耐震診断報告書をご提出ください。 |
| 空家の状態（☑チェックしてください） | 別紙１の判断基準に　□ 該当　　　　□ 非該当※「非該当」に☑が付く場合は「耐震診断が不要となる場合」に該当しないため、本相談票は提出不要です。補助申請時に耐震診断報告書をご提出ください。※「該当」に☑が付く場合は、建築指導課にて提出資料又は現地を確認し、倒壊等のおそれのある空家の該否と耐震診断報告書の提出要否について、回答書を送付します。 |
| 添付資料（☑チェックしてください） | * 倒壊等のおそれのある空家の判断基準（別紙１）
* 写真（別紙１の「添付する写真」参照）
* 当該空家の所有者であることが確認できる資料

①建物登記事項証明書〔原本、３か月以内〕②戸籍（法定相続人が本相談票を提出する場合のみ）〔原本、３か月以内〕 |

**≪ご注意≫**

倒壊等のおそれのある空家の判断基準（別紙１）に該当し、当該空家が除却されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適切な維持管理を行うよう指導を受けることがあります。また、同法第22条第２項に基づく勧告を受けた場合は、固定資産税等の住宅用地特例が除外されます。

**＜提出方法＞**

郵送

**＜郵送先＞**

建築局　建築指導課　建築安全担当（空家担当）

〒 231-0005　横浜市中区本町6-50-10　市庁舎25階

**＜問い合わせ先＞**

電話：045-671-4539（受付時間　平日　8時45分～12時・13時～17時15分）

**＜回答方法＞**

回答書の郵送（本相談票に記載の住所宛）※本相談票受付から２週間程度の期間をいただいております。